

こう せい ろう どう しょう

厚生労働省

けん り よう ご

こどももの権利擁護

ワーキングの

ほう こく

ご報告

わたしたちは、みんなの生活をよくするために、こうせい ろう どう しょう厚生労働省で話し合ってきました。今年ことしの5月にみんながきかせてくれた意見をてい あんもとに、次のことを国に提案しました。

1. きほんの考え

2. こどものい けん ひょう めい けん意見表明権

3. こどものけん り権利をまもるしくみ

4. こどもをまもるためのひょう か評価

# 1. きほんの考え

☆ こどもはひとりひとり<sup>けんり</sup>権利をもった大切な存在です。

☆ おとなは、こどもの<sup>けんり</sup>権利をまもるために、こどもの意見を  
しっかりきいて、<sup>そんちょう</sup>尊重するべきです。

⇒ こどもに関係するしくみをつくるときには、  
常にこのことがまもられる必要があります。  
このことは、障がいがあってもなくても同じです。

子どもたちに今まで以上に子どもの権利を伝えていきます。

## 2. こどもの<sup>い けん ひょうめい けん</sup>意見表明権

☆ひとりひとりの意見をきくこと

☆こどもの声をきいてくれるおとな

☆こどもの声をしくみに<sup>はんえい</sup>反映させよう



## ☆ひとりひとりの意見をきくこと

次のときには、それぞれの目的や内容をきちんと説明し、質問にも答え、こどもひとりひとりの意見を必ずきいて、相談して、そのこにとって一番いいことをいっしょに考えてきめます。

意見を言ったからといって、その決定がこどもせいにされるわけではありません。

- いちじほご 一時保護されたとき
- いちじほご 一時保護を終えて家に帰るとき
- しせつ さとおや 施設や里親さんの家で生活した方がいいかどうかきめるとき
- しせつ もくひょう じりつしえんけいかく 施設で生活の目標をきめるとき（自立支援計画）
- しせつ さとおや 施設や里親さんのもとから家に帰るとき

これから  
どうなるの？



## ☆こどもの声をきいて伝えるおとな（アドボケイト）

じどうそうだんじょ 児童相談所への ふまん 不満や いけん 意見、 しせつ 施設・ さとおや 里親の家・ いちじ ほご しょ 一時保護所などでの生活について、思いをきいてほしいときや意見を伝えたいときに言葉にしたり伝えたりすることを手伝ってくれるひとを呼べるようにします。

- ・こどものみかたになってくれる人です
- ・じどうそうだんじょ 児童相談所や しせつ 施設の人ではありません
- ・いろいろな人からえらべるようにします
- ・ひみつはまもります

# 3. こどもの<sup>けんり</sup>権利をまもるしくみ

じどうふくししんぎかい  
☆ 児童福祉審議会

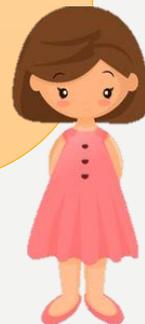
☆ こどもの<sup>けんり</sup>権利をまもるほかのところ

☆ 国のコミッショナー

しせつ さとおやかてい  
○ 施設や里親家庭で生活する  
前の思い

じどうそうだんしょ  
○ 児童相談所の決定への意見  
しせつ さとおやかてい  
・ 施設や里親家庭で生活すること  
・ 家に帰ること

しせつ さとおやかてい ふまん  
○ 施設や里親家庭での生活への不満  
たいしょう  
(学校のことは対象になりません)



みんなの意見や  
ふまん  
不満が届いたら、  
じどうふくししんぎかい  
児童福祉審議会で  
話し合われます。



けっか  
話し合いの結果は  
きちんとみんなに  
つたえます

☆<sup>けんり</sup>こどもの権利をまもるほかのところ

- ・<sup>じどうふくししんぎかい</sup>児童福祉審議会のほか、<sup>けんり</sup>こどもの権利がまもられているかをたしかめるための場所が、  
国や地方（〇〇県）に必要です。

☆国のコミッショナー

- ・この国ぜんたいのこどもの<sup>けんり</sup>権利をまもるために<sup>かつどう</sup>活動する<sup>せんもんか</sup>専門家（コミッショナー）が必要  
です。

⇒これらには、<sup>けんり</sup>こどもの権利を<sup>やくわり</sup>広める役割もあります。

外国のよいしくみを  
日本にも広めようと  
しているよ



# 4. こどもをまもるための<sup>ひょうか</sup>評価

☆ <sup>じしん</sup>こども自身による<sup>しせつ</sup>施設や<sup>いちじほごしょ</sup>一時保護所に対する<sup>ひょうか</sup>評価

<sup>だいさんしゃひょうか</sup>  
☆ 第三者評価

## ☆ <sup>じしん</sup> <sup>しせつ</sup> <sup>いちじほごしょ</sup> <sup>ひょうか</sup> **子ども自身による施設や一時保護所に対する評価**

- ・ <sup>しせつ</sup> <sup>いちじほごしょ</sup> **施設や一時保護所での生活について、そこで生活している（していた）**

**子どもからアンケートをとるなど、その子どもたちの声を<sup>はんえい</sup>反映することが必要です。**

## ☆ <sup>だいさんしゃひょうか</sup> **第三者評価**

- ・ <sup>いちじほごしょ</sup> <sup>しょくいん</sup> <sup>ひょうか</sup> **一時保護所では、その職員ではない人たちによる評価を**

**必ずうけることにします。**

- ・ <sup>ひょうか</sup> <sup>せんもんきかん</sup> **しっかりした評価ができる国の専門機関も必要です。**

<sup>けんり</sup> **子どもの権利がまもられているか？**

**今の生活を「楽しい」「安心できる」と思えているか？**

**たしかめるためのとりくみをすすめます。**

# これからのスケジュール

こうせいろうどうしょう しゃかいほしょうしんぎかい  
①厚生労働省 社会保障審議会でしくみを  
決めていきます。

②来年から、できることからじゅんばん順番にはじめて  
いきます。